

## 決議案第2号

「新型コロナウイルス」に係る守口市職員の陽性判定者判明に際しての守口市の不適切な対応に関する調査に関する決議案

「新型コロナウイルス」に係る守口市職員の陽性判定者判明に際しての守口市の不適切な対応に関する調査に関し、次のとおり決議する。

令和2年6月16日提出

守口市議会議員	梅	村	正	明
同	坂	元	正	幸
同	土	江	俊	幸
同	嶋	田	英	史

記

## 「新型コロナウイルス」に係る守口市職員の陽性判定者判明に際しての守口市の不適切な対応に関する調査に関する決議

### 1 調査事項

「新型コロナウイルス」に係る守口市職員の陽性判定者が判明した際、守口市は、大阪府守口保健所から「当該陽性判定者と同じ課の職員全員の自宅待機要請」を受けたにもかかわらず、これを軽視して従わず、同課の職員を出勤させ続けた。

さらに、この守口市の対応を問題視して、事実経過の聴取を行った市議会議員に対して、人事課長及び危機管理室長は、大阪府守口保健所からの上記要請は受けていないという虚偽の報告を行った。

このような不適切な対応に関する事実経過等を調査するものとする。

(1) 「新型コロナウイルス」に係る守口市職員の陽性判定者判明に際しての守口市の不適切な対応の事実経過の確認

- ① 令和2年4月4日に、守口市人事課の職員1名が、新型コロナウイルスの検査において陽性と判定されたことから、大阪府守口保健所は、守口市危機管理室長に対して、人事課職員全員の自宅待機を要請したこと
- ② 大阪府守口保健所から上記①の要請を受けたにもかかわらず、4月5日以降も、人事課職員2名のみを自宅待機とただけで、残りの人事課職員は引き続き出勤させ続けた上、土曜日の休日出勤までさせていたこと
- ③ 人事課職員の中に妊娠している職員も含まれていたが、この妊娠している職員に対しても、4月5日以降出勤させ続け、土曜日の休日出勤までさせていたこと
- ④ 緊急事態宣言が発令された4月7日にも、人事課職員全員の自宅待機がなされなかったこと
- ⑤ 4月7日に、妊娠している人事課職員が、咽頭痛や味覚障害等の症状を訴えたことから、初めて、当該職員を帰宅させてPCR検査を受検させたこと
- ⑥ 4月8日に、上記⑤の人事課職員から新型コロナウイルス陽

性判定が出たことから、再度、大阪府守口保健所が人事課職員全員の自宅待機を要請したこと

- ⑦ 大阪府守口保健所から上記⑥の要請を再度受けたにもかかわらず、新たに4名を自宅待機としただけで、残りの職員は引き続き出勤させ続けたこと

(2) 市議会議員の事実聴取に対して人事課長及び危機管理室長が虚偽の報告を行ったことについての事実経過の確認

- ① 大阪府守口保健所からの人事課全員の自宅待機要請を軽視してこれに従わなかった守口市の対応を問題視した市議会議員が、人事課長及び危機管理室長に対して、令和2年4月13日に事実聴取を行ったこと
- ② 4月13日の上記①の事実聴取において、人事課長及び危機管理室長は、大阪府守口保健所から人事課職員全員の自宅待機要請は受けていないと報告したこと
- ③ 再度、4月14日と15日に市議会議員が事実聴取を行ったときにも、人事課長及び危機管理室長は、大阪府守口保健所から人事課職員全員の自宅待機要請は受けていないと報告したこと
- ④ 4月16日に、市議会議員及び府議会議員が、人事課長及び危機管理室長とともに、大阪府守口保健所の次長と面談して、人事課職員全員の自宅待機要請に係る事実経過を確認したこと
- ⑤ 4月16日の上記④の面談において、大阪府守口保健所の次長は、危機管理室長には4月4日に、人事課長には4月8日に、それぞれ、人事課職員全員の自宅待機を要請したと述べたこと
- ⑥ 4月16日の上記④の面談において、大阪府守口保健所の次長の上記⑤の発言を受けて、危機管理室長は4月4日に、人事課長は4月8日に、それぞれ、大阪府守口保健所からの人事課職員全員の自宅待機要請を受けたことを認めたこと

(3) 調査目的

守口市の一部の職員の不適切な対応により、市民の命と健康を守るべき守口市が、職員の健康すら守れなかった結果、市民の行

政に対する信頼を失墜させた。

さらに、この不適切な対応を問題視して、事実を問い質し、真実を明らかにして再発を防止しようとした議員としての活動を弾劾し、停止しようとした。二元代表制により行政の監視機能を遂行し、市民の代表である議員の調査権の行使を妨害することは、許されない。

市民の行政に対する信頼を回復するとともに、今後の議員の調査権の行使に支障を生じさせないためには、地方自治法第100条第1項に基づき本調査事項の調査を行うことが必要不可欠である。

## 2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第109条及び委員会条例第5条の規定により委員8人からなる「新型コロナウイルス」に係る守口市職員の陽性判定者判明に際しての守口市の不適切な対応に関する調査特別委員会を設置して、これに付託するものとする。

## 3 調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び第10項の権限を上記特別委員会に委託及び同法第98条第1項の権限を上記特別委員会に委任する。

## 4 調査期限

上記特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

## 5 調査費用

本調査に要する経費は、100万円以内とする。

以上、決議する。

令和2年6月16日

守口市議会